

南丹市「障害福祉計画・障害児福祉計画」の概要と 策定について

1. 策定の趣旨

南丹市においては、平成30年3月に「南丹市障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきました。

この度「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が、令和2年度に計画期間が満了となることから、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

2. 「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

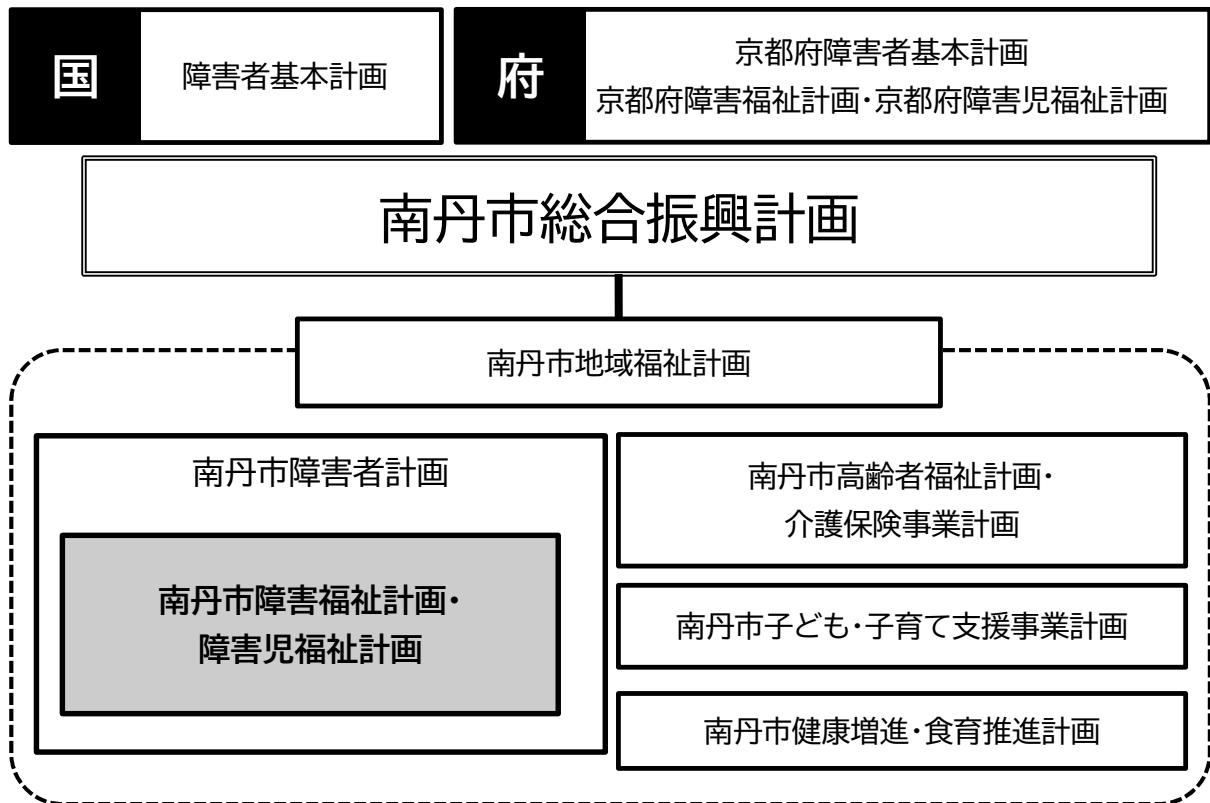
障害者基本計画

障害福祉計画
障害児福祉計画

3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」「京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画」をふまえ策定します。

また、本市の上位計画である「南丹市総合振興計画」及び他の福祉計画との整合を図っていきます。



4. 計画の計画期間

今回策定する計画の計画期間は、令和3年度から5年度の3年間とします。

なお、制度変更等により、計画の前提に大きな影響を与える変化が生じた場合などは、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
南丹市障害者計画					南丹市障害者計画			
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			

参考：障がい者に関する法律や制度の動向

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。本計画は、国及び府の動向等をふまえ策定します。

	国
H 18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行
H 19	◇障害者権利条約署名
H 20	◇児童福祉法の改正
H 21	
H 22	
H 23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行 ◇スポーツ基本法
H 24	◇障害者虐待防止法の施行
H 25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行
H 26	◇障害者権利条約の批准 ◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行
H 27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
H 28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行 ◇成年後見制度の促進に関する法律の施行
H 29	◇児童福祉法の一部を改正する法律の施行
H 30	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行 ◇障害者基本計画(第4次)の閣議決定

5. 今後のスケジュール

	令和2年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート調査	→									
調査票の設計	■	■	■							
印刷、配布・回収			■	■	■					
入力・集計				■	■	■				
分析・とりまとめ					■	■				
関係団体アンケート	→									
調査票の設計	■	■	■							
印刷、配布・回収			■	■	■					
入力・集計				■	■					
分析・とりまとめ					■	■				
課題の把握					■					
計画書策定	→									
計画骨子案					■	■				
計画素案						■	■	■		
計画案									■	
印刷										■
パブリックコメント								■		
自立支援協議会			●				●		●	

<自立支援協議会開催時期・テーマ（案）>

		地域福祉計画・地域福祉活動計画
第1回	令和2年 8月	○委員委嘱 ○計画の概要について ○アンケート調査票・関係団体アンケート票の検討
第2回	令和2年 12月	○計画素案
第3回	令和3年 2月	○パブリックコメント結果報告 ○計画案

※スケジュール等は今後の進捗等により変更の可能性があります※